

# 合併市に関する調査

記入月日：平成17年7月1日

## 基礎情報

都道府県・市名	静岡県・磐田市（いわたし）
合併期日	平成17年4月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	静岡県磐田市国府台3-1（旧磐田市）
人口（合併直近の国調）	166,002人
面積	164.08km <sup>2</sup>
議員定数	34人
関係市町村名	磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村

## 関係市町村合併直前の状況

平成17年3月31日現在

国勢調査数値

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	磐田市	91,993	64.27	24	16.6
福田町	19,920	16.59	15	19.8	
竜洋町	20,485	23.62	15	16.2	
豊田町	30,320	19.82	18	13	
豊岡村	11,616	39.78	14	21.5	
合計	-	174,334	164.08	86	-

## 関係市町村の財政状況

平成16年度決算

平成16年度単年度

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税（千円）	地方交付税（千円）		
磐田市	27,471,936	13,031,457	935,439	-	0.963	
福田町	6,413,249	1,899,455	1,495,267	-	0.567	
竜洋町	5,988,672	2,834,638	488,143	-	0.885	
豊田町	9,585,699	3,626,168	1,220,504	-	0.764	
豊岡村	4,832,814	1,684,191	770,894	-	0.735	
合計	-	54,292,370	23,075,909	4,910,247	-	-

## 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年1月8日	解散年月日：平成17年3月31日
内容	委員 45人（市町村長、市町村議会議長及び議員、設置請求代表者、学識経験者）	
	会議開催数 延べ18回	
	小委員会を設置（新市まちづくり計画、広報広聴、新市名称候補選定等、協定項目調整）延べ35回	
	合併協議会日より、新「磐田市」準備だよりの発行、公式ホームページ	
住民発議について	有	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年度までの10年間	
基本計画の主要項目	人と人が支え合い、人と自然が共生する生活環境づくり(環境、福祉・保健・医療、消防・防災・防犯・交通安全など)	
	魅力あふれ、人と人が交流する活力ある産業づくり(産業、観光など)	
	生き生きと学び、心豊かな人を育むまちづくり(教育、文化・スポーツ、地域振興、国際交流、男女共同参画など)	
	安全で快適な暮らしを支える都市・生活基盤づくり(都市基盤整備、生活基盤整備など)	
	創造と協調、開かれた都市の土台づくり(住民参画、行財政改革など)	
旧市町村庁舎の利活用	旧磐田市の庁舎は本庁舎として、町村の庁舎は支所として活用。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：43万円（一般議員）	
地域審議会の設置について	有	
内容	福田地域審議会、竜洋地域審議会、豊田地域審議会、豊岡地域審議会 各審議会の委員は15人以内、そのうち公募による委員は3人以内とする。 審議会の設置期間は、合併の日から10年間とする。	
地方税に関する特例	有	
内容	都市計画税 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、課税免除又は不均一課税を適用する。	
合併特例債発行限度額（億円）	約522億円	

## その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め <b>10項目</b> ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)
	<p>新市の事務所の位置 新市の事務所の位置は、磐田市国府台3番地1とする。 また、福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村のそれぞれの現在の役場の位置に支所を置く。</p> <p>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 農業委員会については、合併時に統合し、農業委員の選挙による委員であった者は、市町村合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。</p> <p>使用料・手数料等の取扱い 使用料については、合併時は現行のとおりとする。 ただし、類似する施設の使用料については、住民負担に配慮し受益者負担の原則を基本に、新市において再編を図る。手数料については、合併時に統合する。</p> <p>消防団の取扱い 消防団の取扱いについては、合併時に統合する。 なお、分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市において適正な組織体制について検討するものとする。</p> <p>公共的団体等の取扱い 公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体のこれまでの経緯・実情を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。</p> <p>慣行の取扱い 慣行の取扱いについては、原則として新市において検討するものとする。 ただし、従来の実情等を勘案し、新市に引き継ぐべきものについては、新市において継続するものとする。</p>

協議された事項	<p>男女共同参画事業の取扱い 男女共同参画事業の取扱いについては、合併後に速やかに新市において男女共同参画計画を策定し、事業を推進する組織は再編するものとする。</p>
	<p>事務組織及び機構の取扱い 事務組織及び機構の取扱いについては、市民の利便性及び効率性を重視し、次の方針により整備する。 ただし、新市においては、常に組織及び運営を見直し、効率化に努めることにより規模の適正化を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構</li> <li>2. 市民が利用しやすく、分かりやすい組織・機構</li> <li>3. 市民の声を適正に反映することができる組織・機構</li> <li>4. 新市まちづくり計画(新市建設計画)を円滑に遂行できる組織・機構</li> <li>5. 簡素で効率的な組織・機構</li> <li>6. 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</li> <li>7. 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織・機構</li> </ol>
	<p>補助金・交付金等の取扱い 補助金・交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等を考慮し、次のとおり新市において速やかに調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 整理統合できる補助金・交付金等については、統合、廃止するよう調整する。</li> <li>2. 同一あるいは同種の団体に対する補助金・交付金等は、関係団体等の理解と協力を得てできる限り早い時期に統合の方向で調整する。</li> <li>3. 独自の補助金・交付金等については、従来からの実績等を尊重し、新市において市域全体の均衡を保つように調整する</li> </ol>
	<p>介護保険事業の取扱い 介護保険事業の取扱いについては、新市において円滑な運営がなされるよう一体性を確保し、引き続き住民福祉の向上を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険事業計画については、合併時に新市の事業計画を策定する。</li> <li>2. 介護保険料については、合併時に新市において介護保険事業が円滑に運営される額に統一する。</li> <li>3. 介護認定審査会については、磐田市外3町介護認定審査会を基本にして合併時に再編する。</li> <li>4. 介護給付費準備基金については、合併時に全額持ち寄る。</li> </ol>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p>
<p>公共的団体等の取扱い・・・商工会等の統合 使用料・手数料等の取扱い・・・使用料の算定基準の統一</p>	